平成２２年（フ）第１３６７号
千葉市稲毛区宮野木町937番地　第２グリーンスターハイツ202号
債務者　本吉　　弘
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３７８号
千葉県市原市八幡石塚２丁目８番地６　メゾン石塚103号室
債務者　福田　利夫
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３９９号
千葉県船橋市宮本７丁目８番４号　ふじ美ハイツ201号
債務者　伊澤美智子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３２４号
千葉県八街市八街へ366番地６
債務者　畑中　誠一
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３２９号
千葉県白井市南山１丁目３番８棟101号
債務者　成塚　政彦
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３３０号
千葉県八街市東吉田906番地16
債務者　石渡　京子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３３７号
千葉県富里市御料1009番地16ジュエルパレスＥ　101号室、住民票上の住所千葉県富里市根木名1052番地３
債務者　多田　正幸
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３４７号
千葉県八街市希望ケ丘250番地146
債務者　矢口　　修
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３４８号
千葉県八街市希望ケ丘250番地146
債務者　矢口ビリンダ　パホこと　パホヤグチ，ビリンダ
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３５４号
千葉県佐倉市江原台１丁目23番地４　グレース太田101
債務者　草木迫美砂
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３６７号
千葉県佐倉市井野1025番地１　メゾンドール岩井301
債務者　斉藤　瑞世
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３９５号
千葉県成田市本城288番地２　３棟106号
債務者　齊藤　英男
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３９６号
千葉県成田市本城288番地２　３棟106号
債務者　齊藤三枝子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第５７１号
新潟市東区太平１丁目12番地６　メゾンファルビス１－Ｃ
債務者　大澤　玲子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８４号
新潟市中央区東堀前通８番町1372番地　葵マンション206号
債務者　關　　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６４８号
愛知県知多郡阿久比町大字阿久比字井瀬48番地
債務者　蜂谷　明美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７３３号
名古屋市北区田幡２丁目13番９号　志賀南ビル４Ａ号
債務者　藤坂　郁江（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６０号
愛知県市一宮市九品町４丁目18番地　ハイツ千代306号
債務者　野田　　裕
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部